令和８年（フ）第２２０号
埼玉県春日部市中央２丁目24番地14　田島ハイツ102、旧住所埼玉県春日部市粕壁東１丁目11番１―201号
債務者　小野　貴司
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　翔一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１０２２号
埼玉県朝霞市仲町２丁目４番２―102号
債務者　渡邉　末利
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　　譲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月９日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３８９号
神奈川県座間市相武台４丁目16番23号　サンハイツ103号
債務者　井植　崇人
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　秦吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２２５号
奈良県天理市中山町723番地５
債務者　森本鈑金工業こと　森本　　徹
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　航
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月９日午後１時10分
5　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１９１号
奈良県宇陀市大宇陀黒木1027番地の１、前住所奈良県奈良市芝辻町４丁目12番地の11　ハイツ上村101号
債務者　和泉　潤也
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市ノ木山朋矩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月９日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１３８３号
札幌市東区北７条東１丁目１番10―703号
債務者　上田　明典
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　加弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月10日午前11時45分
5　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２５９号
静岡県浜松市中央区中島三丁目16番14号、前住所静岡県浜松市中央区神田町1430番地　6206
債務者　新谷　勇弥
1　決定年月日時　令和８年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　守田　佑介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月27日午後４時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第１１８０号
埼玉県新座市大和田一丁目11番５号、旧住所東京都新宿区山吹町349番地６　和田ビル
債務者　細沼　和之（旧姓和田）
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　佳純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月11日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２５０号
静岡県沼津市緑ケ丘12番地の４　アドウィステリアＫ201号
債務者　髙井　弘明
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　悠起
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月６日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第４５４号
埼玉県三郷市早稲田１丁目24番地13　テラスハウス１号室
債務者　上田　恭磨
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　達夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月20日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１１４１号
札幌市東区北39条東19丁目１番18号
債務者　加藤　志季
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２４７号
札幌市南区藤野１条８丁目11番15号
債務者　藤川　滉也
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３１８号
札幌市白石区本通２丁目北７番１―803号
債務者　木村　孝一
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３５０号
札幌市手稲区西宮の沢１条４丁目11番24―201号
債務者　澁谷　康弘
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３５１号
札幌市手稲区西宮の沢１条４丁目11番24―201号
債務者　澁谷　眞喜
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３６８号
札幌市中央区北２条西14丁目３番地４　キラメック知事公館Ⅱ203号
債務者　畠山　友宏
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３７６号
札幌市豊平区豊平１条１丁目１番25―402号
債務者　田村　郁美
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部